

## D. 国際交流・留学生支援について

本学は、「異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成」を教育目標の一つとして掲げており、海外への留学、外国人留学生の受け入れと支援、日本人学生と外国人学生の交流、地域の国際交流などに取り組んでいます。

### ア. 国際交流・留学生支援センターについて

国際交流・留学生支援センターでは、海外への留学の支援、外国人留学生の受け入れや学生生活の支援全般を行っています。日本語、中国語、韓国語、英語による対応が可能です。

海外留学のことや、外国人留学生の日本での生活について相談したいことがあれば、気軽に相談に来てください。

#### ●国際交流・留学支援センターの利用時間

平 日：8：30～16：30 土曜日：8：30～12：00

※日、祝日、お盆期間（8月13日～15日）、年末年始の他、大学入学共通テスト等で大学校内への立ち入り禁止の日は利用できません。

### イ. 国際交流活動に関心のある皆さんへ「留学生との共修・共働について」

県内高等教育機関 11 校に在籍する日本人学生と留学生の共修・共働を通して、地域に貢献し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指すことを目的に活動している「長崎発グローバル人材育成プログラム」という事業があります。本学は、県北地区の拠点校です。県北地区では、学生交流・研修合宿、学外講座、プレゼン力育成講座、多国籍料理交流イベント、語学・学習支援など多様な国際交流活動を行っており、参加学生の異文化理解力、実践力、あらゆるフィールドで必要とされる課題解決能力などが培われ、楽しみながら成長が期待できるものとなっています。

また、日本人学生と留学生との異文化理解、コミュニケーション能力の向上を目的とした「グローバルトーク」を定期的実施しており、身近な国際交流の場として人気のイベントとなっています。興味のある学生の皆さん、一緒に活動しませんか。

詳細は、お気軽に国際交流・留学生支援センターへ。

#### 【連携校】

県南地区：長崎大学、長崎県立大学、活水女子大学、鎮西学院大学、長崎純心大学、  
長崎総合科学大学、長崎女子短期大学

県北地区：長崎国際大学、長崎県立大学佐世保校、長崎短期大学、佐世保工業高等専門学校

## ウ. 留学について

### 1. 留学を考えている皆さんへ

本学は、「異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成」を教育目標の一つとして掲げています。開学以来、学内・国内・海外における多様な国際交流プログラムの充実に力を注いできました。グローバル・カレッジ・ネットワーク（GCN）をはじめ、海外の提携大学への留学プログラムを用意し、留学を勧めています。留学は、語学の修得はもちろん、いろいろな人に出会い、文化に触れることで、人間的に成長する機会が得られます。

このチャンスを活かしてあなたも留学してみませんか。

### 2. 留学プログラム

「長期派遣交換留学プログラム」と「短期留学プログラム」を本学では提供しています。いずれも、本学と協定を締結した大学のキャンパスへ留学し、プログラムを修了することで本学の単位に読み替えることができます。

長期派遣交換留学は、派遣先大学が示す語学力の要件を満たしていれば、現地の通常の授業を履修することが可能です。要件を満たしていない場合は、語学集中コース<sup>※</sup>で徹底的に言語を学ぶことになります。

（※英語圏、ESL コース=English as a Second Language）

### 3. 長期派遣交換留学プログラム

本プログラムは、本学と交換留学協定を結んでいる海外の大学との間で、留学生を相互に派遣、受け入れる制度です。現在、交換留学可能な提携校は、10ヶ国・地域の41校です。本学の交換留学生として海外の大学に派遣される場合、様々なメリットがあります。留学期間は1年以内です。

#### (1) 提携校・形態・派遣時期

国・地域	大学名	留学形態	派遣時期
中 国	厦門大学嘉庚学院	専門	春季 / 秋季
	浙大城市学院	専門	春季 / 秋季
	瀋陽大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
	浙江樹人学院	語学 / 専門	春季 / 秋季
	鞍山師範学院	語学 / 専門	春季 / 秋季
	香港伍倫貢学院	語学	春季 / 秋季
	東莞理工学院大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
	蘇州城市学院	語学 / 専門	春季 / 秋季
台 湾	中国文化大学	語学 / 専門	春季
	中台科技大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
	建国科技大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
	国立台中科技術大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
韓 国	東西大学校	専門	春季 / 秋季
	韓国観光大学校	専門	春季 / 秋季
	慶北科学大学校	語学	春季
	慶南情報大学校	専門	春季 / 秋季
	忠清大学校	語学 / 専門	春季 / 秋季
	湖西大学校	専門	春季 / 秋季
	順天郷大学校	語学 / 専門	春季 / 秋季
	フィリピン	ライシウム・オブ・ザ・フィリピンズ大学	語学 / 専門
ICCT 大学		語学	春季 / 秋季
パーペチュアル大学		語学	春季 / 秋季
聖ドミニク大学		語学	春季 / 秋季
イギリス	チチェスター大学 ※	語学 / 専門	春季 / 秋季
	イーストサセックス大学※	語学	春季 / 秋季
	バートン&サウスダービシャス大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
アメリカ	ハワイ大学カピオラニ校	語学	春季 / 秋季
	アーカンソーテック大学	語学 / 専門	秋季
	トロイ大学	語学 / 専門	秋季
	エバレットコミュニティ大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
	カリフォルニア大学サンマルコス校	語学	秋季
	シラキュース大学	語学	秋季
	ウィノナ大学	語学 / 専門	秋季
カナダ	レッドリバー大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
	オカナガン大学	語学	春季 / 秋季
	トンプソンリバーズ大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
オーストラリア	ニューカッスル大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
	ボンド大学	語学 / 専門	春季 / 秋季
フランス	Y SCHOOLS	語学	秋季
オランダ	ブレダ大学	専門	秋季
	サクシオン大学	語学	秋季

※ 印の大学はGCN メンバー（GCN とは、単位互換制度を活用して双方の学生が同条件で留学できるという趣旨で発足したネットワークです。）

※ 派遣国や派遣大学の事情等により留学内容が変更になる場合があります。詳しくは国際交流・留学生支援センターにお問い合わせください。

#### (2) 出願資格

留学について出願することができる学生は、本学に在籍しており、かつ、以下の条件を満たしている必要があります。

- ①出願時において、その学期までの学納金の納入が完了していること。
- ②出願時において、下表の必要単位数を修得していること。
- ③留学を希望する大学から提示されている条件がある場合は、それを満たしていること。

派遣時	単位数
2年次から留学する場合	20単位以上
3年次から留学する場合	60単位以上

### (3) 出願書類

留学を志願する学生は、次の出願書類を国際交流・留学生支援センターに提出してください。

- ①留学願書
- ②留学理由書
- ③保証人の同意書
- ④担当教員の評価書
- ⑤その他本学が必要とする書類

### (4) 出願時期

9月 ※ポートフォリオ (manaba)、掲示で詳細は告知

### (5) 選考内容

国際交流委員会は次の要領で派遣留学生を選考します。

- ①派遣国言語の記述試験
- ②日本語および派遣国言語による面接
- ③出願する前学期までの成績
- ④担当教員の評価書
- ⑤補助評価基準 (各種検定試験結果)

### (6) 留学の許可

国際交流委員会の選考結果をもとに、学長が許可します。

留学の許可が下りた後でも派遣留学生としてふさわしくない行為があれば途中で取り消される場合が在ります。

### (7) 出発前の準備

留学が決まったら、段階に応じた事前オリエンテーションを開催し、出発までをサポートします。海外旅行保険の加入については、学研災付帯海外旅行保険に加入することを義務付けています。パスポートの取得、ビザの申請、航空券の購入は、各自で手配を行ってください。

### (8) 留学中の提出書類

留学中は毎月1回、現地での学習および生活状況の詳細について「留学報告書 (マンスリーレポート)」に記載し、国際交流・留学生支援センターに提出してください。

### (9) 留学期間の取り扱い

留学期間は、原則として1年以内とし、学則第15条に規定する在学年限に算入されます。

### (10) 留学中の学納金

留学期間中は本学に在籍しているので、本学の学納金は、学則第52条により通常の学納金を支払わなければなりません。

(11) 留学終了届

留学期間が終了したときは、帰国の日から1ヶ月以内に「留学終了届」を国際交流・留学生支援センターに提出してください。

(12) 単位の読替

留学先で修得した単位は、本学履修規定第5条2項に規定された単位数を超えない範囲で読み替えることができます。認定を受けようとする学生は、「単位認定願」に、下記の書類を添えて、原則として、帰国後1ヵ月以内に国際交流・留学生支援センターに提出してください。

- ①留学先の大学が発行した履修科目の成績証明書又はそれに代わるもの
- ②履修科目の時間数及び単位数を証明する文書又はそれに代わるもの
- ③その他、教務委員会が必要と認めるもの

上記①～③に規定する書類が英語又は日本語以外の言語で記載されている場合は、留学先の大学が発行した英語又は日本語の訳文を添えてください。

(13) 奨学金

本学により選考された派遣留学生に対しては、毎年10人を上限として留学奨励金が支給されます。

#### 4. 交換留学と一般留学

交換留学提携校の枠にとらわれず留学をすることができます。

交換留学と一般留学の違いは下表の通りです。

	交換留学	一般留学
留学できる大学	提携校に限る	自由に留学先を選べる
出願条件	あり	
本学による審査	あり	
本学による留学許可	必要	
留学中の学籍上の取扱	本学の修業年限に算入される	
帰国後の単位認定	科目によってできる	
本学の学費支払い義務	あり	
留学先大学の学費支払い義務	提携校による	あり
本学独自の奨学金	あり（10名を上限とする）	なし

注) 一般留学の場合は、留学先大学と協議をする時間がかかるので遅くとも留学開始3ヶ月前には申請しなければならない。) )

#### 5. 短期留学プログラム

「夏季短期留学」・「春季短期留学」の2プログラムがあり、長期休暇を利用して本学協定校に約1か月間、英語学習を目的に留学するプログラムです。語学学習はもとより、現地学生との交流の機会、その土地の文化や習慣にふれる機会も多数あります。

毎年4月に参加者募集の詳細をリリースします。

留学に関する詳しい内容については国際交流・留学生支援センターにお問い合わせください。

### エ. 外国人留学生の皆さんへ

#### 1. 在籍状況の確認について

国際交流・留学生支援センターでは、外国人留学生の学習状況及び生活状況（アルバイト含む）、卒業後の進路等の調査のために面談を実施し、必要な場合は各種支援及び指導を行っています。外国人留学生の皆さんは毎年年度末に実施される面談を必ず受けて下さい。加えて、毎年前期にはゼミ担当の先生との面談も実施していますので、これも必ず受けて下さい。

## 2. 在留カードの取得と提示

外国人留学生の皆さんは、出入国在留管理庁において、入学時、住居の変更時、資格外活動、在留期間の延長を行う際などに「在留カード」の取得・変更の手続きが必要になります。また、交付された「在留カード」は必ず携帯するようにしてください。なお、出入国在留管理庁におけるこれらの申請手続きの「次ぎ申請」は国際交流・留学生支援センターにて行います。

本学においては、在留内容や授業料減免の確認のため、在学期間中の毎年4月に、在留カードおよび学生証を国際交流・留学生支援センターに提示してください。

### ①在留資格「留学」の在留期間更新（在学中）

在留資格が「留学」の方は、卒業・修了予定までの年月に応じて、更新が認められます。長崎国際大学の在学期間中に在留期間が満了する場合は、在留期間の更新をする必要があります。この手続きは、在留期間の満了する3カ月前から可能です。在留期間が3カ月を切った方は、国際交流・留学生支援センターにお知らせください。

### ②在留期間の変更（卒業・修了時等）

在留資格を「留学」からその他の在留資格に変更する場合は、自身で手続きをしてください。

在留資格「留学」の学生が卒業・修了後に日本で就労する場合、「人文知識・国際業務」「技術」等、就労可能な在留資格に変更する必要があります。就労のための在留資格の取得・変更手続きについては、就労先の企業等に相談してください。

### ③在留資格「特定活動」への変更（卒業・終了後の就職活動継続）

大学または大学院の在留資格「留学」の正規生が、大学または大学院を卒業・修了しかつ在籍中から行っている就職活動の継続を希望する場合、卒業・修了後の就職活動のために「特定活動」の在留資格を申請することができます。

申請には就職活動継続に関する大学発行の推薦状が必要となります。その推薦状は実際就職活動をしていることが証明（就労希望企業からのセミナーや面談日の案内通知や採否結果通知等）ができる者に発行しています。

在留資格「特定活動」により認められている在留期間は6カ月で、1回に限り更新が可能です。「特定活動」の在留資格を得た方は、在留期間中は月に1度、キャリアセンターの定める形式にて就職活動状況確認の面談を行います。更新の際にも、面談の参加、必要書類の提出、推薦状の受け取り等大学での手続きが必要です。

また資格外活動の申請により、週28時間以内の資格外活動（アルバイト）も許可されます。

## 3. 日本語能力試験等への挑戦

大学における学習を始め、資格外活動としてのアルバイトや、卒業後の日本企業への就職において、一定の日本語能力が必要となります。是非、在学期間中の日本語能力試験N1（1級）の取得または日本留学試験300点以上の取得を目指してください。また、人間社会学部に所属している私費外国人留学生の皆さんは、日本語能力試験N2以上の取得または日本留学試験の日本語が230点以上の取得により、第1種減免留学生または第2種減免留学生となり、授業料の減免額を増加することになります。

## 4. 学生生活の留意点や相談等

「在留カード」の各種申請事項および「国民健康保険」ならびに「国民年金」の手続きを始め、アルバイトや日常生活において不明な点や困った事があった場合は、国際交流・留学生支援センターに相談に来てください。

### （1）国民健康保険

日本に中長期在留者（3カ月を超える在留資格「留学」などを持つ者）として滞在する外国人は全員国民健康保険に加入しなければなりません。病気やけがで病院で治療を受けた場合、診療受付でマイナンバーカードを提示すると、保険適用内医療費総額のうち30%を支払うことになり、残りの70%が保険でカバーされます。

**【保険料の支払い】**

郵送される納付書で銀行、郵便局、コンビニエンスストアなどで支払うことができます。保険料を滞納すると延滞金が増加されるので注意しましょう。

**(2) 国民年金**

日本に住所を持つことになる 20 歳以上の学生は国民年金に加入しなければなりません。しかし、掛け金の支払いが困難な場合は「学生納付特例」制度により、免除申請ができます。国民年金の加入時に免除申請も行うことができます。ただし、この免除申請は毎年（4 月）に自身で行わなければいけません。免除申請をしないと国民年金保険料の支払いをしなければならなくなるので、必ず免除申請手続きをしてください。不明な点がある場合には国際交流・留学生支援センターに事前に相談ください。

**【20 歳になる前に入国した学生】**

20 歳の誕生日の前月に「国民年金被保険者資格取得届書」が届きます。市役所で加入手続きを行ってください。

**(3) マイナンバーカードの取得・更新**

日本では住民登録をしたすべての人にマイナンバー（個人番号 /12 桁）が登録されます。

住民登録をして約 1 か月後にマイナンバーをお知らせする「個人番号通知書」と「個人番号カード（マイナンバーカード）交付申込書」が郵便（簡易書留※）で届きます。

※簡易書留：配達記録を残す郵便。そのため、受取人のサインが求められます。自宅に受取人が不在の場合は、郵便ポストに「不在連絡票」が残されます。

受け取るためには、以下 3 つの方法があります。 1.

受取人が「不在連絡票」と「在留カード」を持って郵便局に行く。

2 「不在連絡票」にある連絡先に電話で再配達を依頼（日本語のみ）

3 郵便局のウェブページ上で「不在連絡票」の追跡番号を入力し再配達を依頼

マイナンバーカードは、病気やけがで病院で治療を受ける際に必要です。

「個人番号カード（マイナンバーカード）交付申請書」が届いたら自身で必ず取得手続きをしてください。不明な点がある場合には国際交流・留学生支援センターに事前に相談ください。

**【マイナンバーカード更新手続き】**

在留カードが新しくなるとマイナンバーカードも更新する必要があります。マイナンバーカードの有効期限を過ぎて手続きを行う場合には手数料が発生します。

なお、在留期間更新手続き中で、マイナンバーカードの有効期限満了日までに新しい在留カードの交付を受けることができない場合は、「在留期間更新許可申請中」と裏面に記載された在留カードとマイナンバーカードを市役所窓口まで持参すると、数カ月マイナンバーカードの有効期限の延長を行うことができます。

**(4) 資格外活動許可（アルバイト）について**

留学生の在留資格は原則として「留学」になります。

在学資格「留学」の学生がアルバイトをする場合は、入国管理局から「資格外活動許可」を受け、定められた規則や労働時間を守らなければなりません。

許可を受けずにアルバイトをしたり、定められた内容・時間を超えて就労した場合は、資格外活動違反となり、日本で留学生生活を続けることができなくなるので、注意してください。

**【資格外活動注意事項】**

①学生が許可される労働時間は、週 28 時間以内です。1 週間とは「連続した 7 日間」です。どの連続した 7 日間でも、アルバイトをした時間が 28 時間を超えてはいけません。別のアルバイトを掛け持ちしている場合もすべて併せて 28 時間以内です。（ただし本学が定める休業期間中（夏季休暇など）は 1 日 8 時間以内・週 40 時間以内）

- ②風俗営業・風俗関連営業が行われている以下の I・II 場所では、いかなる種類のアルバイトも禁じられています。
- I) 客の接待をして飲食される喫茶店、バー、スナック、ナイトクラブ、コンパニオンなど II) 麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなど
- ※ I・II のような場所では皿洗いや掃除、店の宣伝チラシやティッシュ配りをするなども禁止されています。
- ③休学中の留学生が「資格外活動許可」を得ることはできません。また、休学中にアルバイトをすることも認められません。
- ④「資格外活動許可」を得ずにアルバイトを行うこと、または許可されている範囲を超えてアルバイトを行うことは禁止されています。
- ⑤資格外活動許可の期限が切れた場合、アルバイトを継続することはできません。

#### (5) 一時出国・再入国許可について

留学生が本国へ帰省したり、海外へ旅行する際は、指導教員へ一時出国の報告を行ったうえで、一時出国届を留学生支援センターに提出してください。一時出国届出用紙は留学生支援センターで用意しています。特に奨学金を受給している留学生は、1 ヶ月以上日本を離れる際、当該月の奨学金を受給できなくなることがあるので、不明な点がある場合には国際交流・留学生支援センターに事前に相談ください。

なお、1 年以上日本を離れる場合は、入国管理局で「再入国許可」※を受け取る必要があります。

※「再入国許可」申請に必要な書類等

入国申請書、パスポート、在留カードまたは外国人登録証明書、手数料（収入印紙）

#### (6) 休学の場合

休学を検討している場合は、すぐに国際交流・留学生支援センターにご相談ください。在留資格「留学」の場合、休学中は日本に滞在することはできません。休学開始と同時に、日本を離れて帰国する必要があります。在留資格が「留学」の学生が休学などの理由で長期（3 ヶ月が目安）に渡って勉学を離れる場合、「留学」の資格で国内に滞在すると在留資格取消しの対象になります。休学中は、資格外活動（アルバイト）を行うこともできません。行った場合、退去強制や刑事罰の対象となりますので注意してください。

#### (7) 退学・除籍の場合

退学や除籍し大学の学籍を失うと、留学生としての在留資格「留学」を失うこととなります。

そのため、すぐに帰国をするか、継続して日本に滞在する場合は、在留資格を変更する必要があります。在留期限が残っている場合でも、退学後も在留資格「留学」のまま滞在し、資格外活動（アルバイト）を行うことはできませんので十分に注意してください。

#### (8) 学生間交流について

国際交流・留学生支援センターでは日本人学生と外国人留学生の交流を、研究棟 1F ロビーに国際交流スペースを活用して実施しています。このような交流事業に興味がある皆さんは、どうぞ気軽に国際交流・留学生支援センターを訪ねてください。

#### (9) 就職・進学相談について

キャリアセンターには、外国人留学生担当職員を配置しています。就職、進学の相談を受け付けておりますので、お気軽にご利用ください。